
第 5 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 5 日)

令和 7 年 6 月 20 日 (金曜日)

議 事 日 程

令和 7 年 6 月 20 日 午前 10 時開議

1. 開議宣告

日程第 1 諸般の報告

(1) 町長の報告

①報告第 11 号 令和 6 年度大山恵みの里公社収入支出決算について

②報告第 12 号 令和 7 年度大山恵みの里公社収入支出予算について

日程第 2 議案第 58 号 大山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 3 議案第 59 号 大山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第 60 号 第三次大山町総合計画基本構想について

日程第 5 議案第 61 号 大山町過疎地域持続的発展計画の変更について

日程第 6 議案第 62 号 大山町種原辺地に係る総合整備計画の策定について

日程第 7 議案第 63 号 大山町大山辺地に係る総合整備計画の変更について

日程第 8 議案第 64 号 財産の取得について (スクールバス)

日程第 9 議案第 65 号 財産の取得について (小中学校教職員用情報機器)

日程第 10 議案第 66 号 事業契約の締結について

(大山町定住促進子育て住宅整備事業)

日程第 11 議案第 67 号 工事請負変更契約の締結について

(御来屋漁港海岸護岸改修工事 (2 工区))

日程第 12 議案第 68 号 令和 7 年度大山町一般会計補正予算 (第 2 号)

日程第 13 議案第 69 号 令和 7 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 14 議案第 70 号 令和 7 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 15 議案第 71 号 令和 7 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第 2 号)

日程第 16 議案第 72 号 令和 7 年度大山町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 17 議案第 73 号 令和 7 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 18 議案第 74 号 令和 7 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算 (第 1 号)

- 日程第 19 議案第 75 号 令和 7 年度大山町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 20 議案第 76 号 令和 7 年度大山町水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 21 議案第 77 号 大山町公園条例の一部を改正する条例について
日程第 22 議案第 78 号 令和 7 年度大山町一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 23 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 24 大山町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
日程第 25 陳情第 2 号 大山町の環境保全に関する陳情書
日程第 26 陳情第 3 号 地方財政の充実・強化を求める陳情
日程第 27 陳情第 4 号 裏金問題の徹底解明とパーティー券購入を含む企業・団体献金の禁止を求める陳情
日程第 28 発議案第 4 号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
日程第 29 議員派遣について
日程第 30 閉会中の継続調査について（総務経済常任委員会 所管事務調査）
日程第 31 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会 所管事務調査）
日程第 32 閉会中の継続調査について（広報常任委員会 所管事務調査）
日程第 33 閉会中の継続調査について（議会運営委員会 所管事務調査）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16 名）

1 番 浅 田 龍太郎	2 番 小 林 直 哉
3 番 近 藤 隆 博	4 番 京 力 久 子
5 番 西 本 憲 人	6 番 豊 哲 也
7 番 島 田 一 恵	8 番 加 藤 紀 之
9 番 池 田 幸 恵	10 番 大 原 広 巳
11 番 米 本 隆 記	12 番 大 森 正 治
13 番 杉 谷 洋 一	14 番 近 藤 大 介
15 番 野 口 俊 明	16 番 吉 原 美智恵

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 野 間 光 書記 …………… 林 原 彰 吾

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	竹 口 大 紀	教育長 ……………	鷲 見 寛 幸
副町長 ……………	吉 尾 啓 介	教育次長……………	浦 木 美 穂
総務課長 ……………	金 田 茂 之	地方創生監……………	山 根 篤 大
財務課長 ……………	池 山 大 司	幼児・学校教育課長 ……	井 上 龍
商工観光課長……………	源 光 靖	社会教育課長 ……………	西 尾 秀 道
総合福祉課長……………	田 中 真 弓	総合福祉課参事……………	石 谷 美智子

午前 10 時開議

開議宣告

○議長（吉原 美智恵君） みなさん、おはようございます。6 月定例会もいよいよ最終日となりました。

ただいまの出席議員は 16 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、日程第 2、議案第 58 号から日程第 20、議案第 76 号までは、提案理由と質疑が終わっていますので、本日は討論・採決を行いません。

また、日程第 21、議案第 77 号から日程第 23、諮問第 3 号までは追加議案ですので、提案理由の説明から採決まで行います。

日程第 1 諸般の報告について

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

町長から 2 件の報告の申し出があります。これを許します。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 皆さん、おはようございます。6 月定例会最終日、よろしくお願いいたします。

それでは、報告第 11 号及び 12 号 令和 6 年度大山恵みの里公社収入支出決算並びに令和 7 年度大山恵みの里公社収入支出予算については、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項及び地方自治法施行令第 173 条の 2 第 1 項の規定に基づき、一般財団法人大山恵みの里公社の令和 6 年度決算並びに令和 7 年度予算に係る書類を提出するものであります。

これは、地方自治法第 221 条第 3 項及び地方自治法施行令第 152 条第 1 項第 2 号の規定により、町が 100%出資しております同公社につきまして、経営状況を説明する資料を議会に提出する必要があるとされていることによるものです。

以上で、報告の説明を終わります。

○議長（吉原 美智恵君） これで諸般の報告を終わります。

日程第 2 議案第 58 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 2、議案第 58 号 大山町特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 58 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 58 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 59 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 3、議案第 59 号 大山町行政手続における特定の個人
を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報
の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 59 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 59 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 60 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 4、議案第 60 号 第三次大山町総合計画基本構想に
ついてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 60 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 60 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 61 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 5、議案第 61 号 大山町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 61 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 61 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 62 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 6、議案第 62 号 大山町種原辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 62 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 62 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 63 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 7、議案第 63 号 大山町大山辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 63 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 63 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 64 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 8、議案第 64 号 財産の取得について（スクールバス）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 64 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 64 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 65 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 9、議案第 65 号 財産の取得について（小中学校教職員用情報機器）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 65 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 65 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 66 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 10、議案第 66 号 事業契約の締結について（大山町定住促進子育て住宅 整備事業）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 66 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 66 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 67 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 11、議案第 67 号 工事請負変更契約の締結について（御来屋漁港海岸護岸改修工事（2 工区））を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 67 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 67 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 68 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 12、議案第 68 号 令和 7 年度大山町一般会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（6 番 豊 哲也君） 議長、6 番。

○議長（吉原 美智恵君） 6 番 豊議員。

○議員（6 番 豊 哲也君） 6 番 豊 哲也です。反対の立場で討論させていただきます。

今回、補正予算ですけども肉付予算ということで、まず、町の方針として、やはりですね、中長期の計画がしっかりと練られてない。また、それが財政にも反映しているところがある大きな点です。大きく二つの事業にそれが顕著にあらわれてるかなと思っております。

一つが、官民連携のアウトドアライフ事業、こちらですね、ノースフェイスさんの誘致という形になりますが、まず、数多くの問題がありました。実際に、条例制定する際に、いろんな議員から反対の理由、これを解決しなければいけないじゃないか、そういったものが出ましたが、結局それがクリアになってないまま採決が行われ、そのまま通ってしまったのかなと思っております。

なので、私はこれに1回皆さんで決めたことなんで、それを進めていくということもあるんですけども、賛成する理由がないので反対させていただきます。

まず公平性、実際に事業者を決める際の公平性が非常に欠けていたかなと思います。また事業の目的、これは何なのか、建てて入り込み客数を増やしたいのか、地域を盛り上げたいのか、そうしたことが不明確であって、入込客数であれば、今もある程度入込客数としてはある、それがマネー化にできていな、お金が落とせている状態にないってということが問題かと思いますので、そうした問題が解決されていない。

またですね、公共性、今回実際に起債が含まるような形を確認しておりますが、ぎりぎりだったのかなと思っております。今回、トイレが二つ付くという形で、先ほどももうちょっとつけたほうがいいんじゃないかという質疑の中で、道路の反対側にある環境省の建物にトイレが十分あるから二つでいいですというところ、答弁がありました。何かかなり矛盾を感じるんですけども、何のために建てるのかということで、建物の公共性というのはかなり薄いのかなと思っております。

また財政面で、実際にこちら2億7,000万円で、実際に町が負担するものでも多くあります。その中で町長は、全く今回のものは、プラスマイナスゼロだという答弁をされました。実際に起債を組んで、事業者さんから家賃収入を得ますけども35万円から、共益費を含むと40万円、毎月支払うと思いますが、それを回収するまで50年かかると。本町は10年から10年後20年で償還していく、キャッシュフローという概念が全くないんですね。先日の西本議員の一般質問でもありましたが、その財政4指標の次に何が来るのか。それで、町長の口から、キャッシュフローだというお話がありましたが、プラスマイナスゼロだと。今お考えが変わってるかもしれないですけども、そうした概念というのが、かなり含まれてないなと思っております。

もう一つはドリームカーフェスタ、日本遺産のものでありますが、そちらですね、実際私も、それ問題があるんじゃないかと思って一般質問も1枠設けてさせていただきました。また、当時の総務経済常任委員会で、わざわざ事務事業評価やって、こうした問題がありますという提言をさせていただきました。それが全くクリアになってない状態で、また今回議案として上がってきております。非常に議会軽視だなと思っております。そうした数々のこと、問題が解決されていないまま進んでいくという今の状況というのが非常に問題だと思ってます。

その事務事業評価では、まず1番大きなものとして、実際に町としてやるべき事業ではないんじゃないかと。民間がやるんだったらいいんだけども、町がやるべき事業じゃないんじゃないかっていう話があって、実際ほかの地域では、その方たちが独自でやられておられます。全くできないことないことだと思うんですけども、なぜか、町主体で町の事業としてやるという形になっています。

事務事業評価にはちょっと私も、余りにも重たかったんで書きませんでした。今回、

また出てきましたので、またちょっと、質疑のときもお話しさせていただきましたけども、実際に関連会社が、町の委託事業を受けている関連会社が町外事業者として、寄附をしています。これ2件ありますけども2件ともそうです。これ、普通に民法上、当たり前ですけども、会社の代表株主、その実質的なもの、運営がかぶりますと、会社が違っていても同一の会社とみなされます。

そうしたもののから寄附を受けて、そのあと便宜を図っていたんじゃないかということと言われれば、全くですね言い訳ができないのかなと思っております。実際に企業版ふるさと納税で、そうした贈賄に当たるということは、全国でも例はないそうです。ただ私は非常にこれは、問題があるんじゃないかと思ひまして、前から提言させていただいています。

しかし、今回も同じような手法でこの事業が取り組まれようとしているようなので、今回、しっかり反対の声を上げなければいけないなと思ひました。大きくは2点です。

以上です。

○議長（吉原 美智恵君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 次に原案に反対者の発言を許します。

○議員（5 番 西本 憲人君） 議長、5 番。

○議長（吉原 美智恵君） 5 番 西本議員。

○議員（5 番 西本 憲人君） それでは、今回、原案に反対の立場で討論をさせていただきます。

今回の補正予算には必要な予算もたくさんあります。一つ一つ絞ってですね、私が駄目と思う予算を反対するということもですね、修正案を出すということも検討しましたが、あまりにも指摘事項が多過ぎるため、全体的に予算見直しをかけるべきだと判断しました。

一つ一ついきましょう。先ほど豊議員が言われた大山町アウトドア官民連携事業ですね。ノースフェイスが大山寺に来るという約2億7,000万円の事業です。この事業は、アウトドアメーカーが入る建物の建設予算として今回上がっています。もともとこの条例案というのが令和5年の12月に outcome、これは8対6で否決になりました。

そのあと地元から声が出まして、令和6年3月に地元から請願書という紹介議員付で提出されました。ただ、こちらの請願書、要望書は提出を取消しをされて、内容としては、取消し理由としては、必ずしもアウトドア施設に限定して要求するものではないという地元の声でした。ほかにも、町には空き家店舗対策を今後も継続してほしいというような内容でした。

その当時の委員会からは、請願の趣旨と書面が異なる点を指摘した結果、請願を一旦取り下げるという結果になりました。ちなみにこの請願取下げの日に、請願を提出された

議員は欠席をされていました。

続いて令和6年4月臨時会では7対7の同数でその当時条例が通りました。同数だったのでその当時は議長裁決に預けられて、当時の米本議長が可決ということで通った案件です。

今聞いたら分かるように議会でもかなり意見が割れていた案件になります。豊議員が言われたように、問題は何ひとつ解決してないままここまで来ています。確かに今回竹口町長は選挙で勝ちました。勝ったので政策的案件として出てきたので、議会内としては通してあげようよってという雰囲気は漂っていました。ただ、当時なぜ反対かという理由を述べて反対した私としては何ひとつ解決してないので、豊議員同様、賛成する理由は何一つないというのが現状です。

そして、先ほど最終日にですね、エレベーターをつける、つけないというような説明が今日の朝ありました。こういった割れるような案件は事前に説明をしてくださいというふうに何度も議会から説明があったにもかかわらず、今朝になってこの件に対して説明がありました。この体制にもかなり不信感を持っています。

続いて2点目、自転車活用推進事業153万円です。こちらは安全運転のための動画を作成するだけの予算として挙げられていますが、私はこれは必要ないと思います。こちらの自転車の安全運転のサイクリストとして配慮がある町ということを挙げられていますけれど、令和3年に購入した電動マウンテンバイク約800万、こちらはどうなったんでしょうか。そのあと実証実験を2回繰り返されてまだ活用されていません。サイクリストに配慮がある町というのであれば、過去に行った自転車事業に一旦終止符を打って、ちゃんとした方向性を見つけて、次の自転車事業にいったらいいんじゃないでしょうか。

ほかにも過去にはサイクルツーリズム200万円という事業がありました。こちらの事業は10人参加を目標にしたイベントを5回実施し、それを参加者のSNSで発信してもらうということでした。簡単に言ったら1人4万円の自転車ツアーが行われました。その後どうなったかは、議会も説明を受けていません。

こういったことで、議会としては、多くの自転車の事業が今までも上がってきた中で、その中で、やり切った事業というのが少ないように感じています。ぜひ、今までの自転車事業をしっかりと着地させてから次の自転車事業に行くことが妥当だと思っています。

豊議員からもありました3点目、ドリームカーフェスタ負担金です。初年度90万円、2年目160万円、今回180万円です。初年度から2年目、金額が上がったことに対して、議会で説明を求めました。当初、町の負担は1年目というだけの話だったんですけど、2年目、金額が上がって計上されたことによって、町の説明としてはこうでした。2年目増額の際には赤字だから増額、規模の拡大をするので増額というような説明をいただきました。

今回その際の会計が出てきました。その会計を見る限りでは赤字というような表記は一切ありませんでした。数字の決算書を見る限りでは赤字はなかったです。もう一つ赤字なのに規模を拡大するというこの意味不明な予算計上にも少しよく分からないなという思います。大山町は自転車とスーパーカーにどんどんお金をかけていくという姿勢なんでしょうけど、そこには私は賛成できません。

あとは、予算として上がっているもので反対したんですけど、予算に本来載っておくべきというのが今回載ってないことも反対理由です。約1年前の3月、令和6年の予算では大山町議会からは、予算審査特別委員会で、決議案というものが出ました。議会のほぼ全ての議員が賛成をして、男女共同参画の決議案を出しました。こちらの件、1年たった今でもまだ何も予算化されていません。こちらに書いてあるのはこれからの町のことを考えて議員たちや住民の代表として話し合った結果、挙げたものです。これはいまだに何も出されていません。

あとは、先ほどから話しました電動マウンテンバイク、こちら令和3年に約800万、令和4年・5年に各300万円ずつかけて実証実験をしました。令和6年は実験をしようと言いながら実施せずです。もうかれこれ5年目になろうとしています。今回、こちら電動マウンテンバイクのバッテリーの買い換え時期が5年目です。買い換え予定はないということです。今のところ買って実験を繰り返してそのまま使えなくなっていくという状況です。

国の補助が入っている関係上、お金を取ってのレンタルをする場合は貸出しはできないということです。自転車を売ることも困難です。恐らく補助金返還となるんでしょうかね。今後できる使い方としてはイベントなどでの短期貸出し、無償に限るというかなり限定した使われ方しか無理となっています。早くこの電動マウンテンバイクを有効活用する手段をつくられた後に、ほかの自転車事業に乗り出すことが本当のサイクリストへのサイクリングをしっかりとっていく町ということで認識されるんじゃないかなと思います。

最後に財政調整基金です。3月の骨格予算では4.5億円の財政調整基金の取崩しによって少しざわつきました。今回のこの予算では、肉付けでは2億円、合わせて6.5億円の財政調整基金の取崩しです。簡単に言いますと、何かあったときの貯金を崩さないと回らない状態なのが大山町行政ですというのが財政調整基金です。

もう一つ、繰越金です。令和5年度から6年度の際には、6億5,000万円の繰越金がありました。ただ、この令和6年度から7年度にかけての繰越金、今後出る見込みですが、2億7,500万円と説明がありました。4億円近くの財源がなくなっています。今年度は何とかなっても、来年度は予算編成が窮屈になるという財務課長からの答弁もありました。ほかにも要因はありますが、財政のことをもう少し早め早めに危機感を考えて行っていくべきであると考えます。

そのため、町長が所信表明でサマーレビューを行うということがありました。私はサマーレビューのことについて一般質問しましたが、サマーレビューとは、夏の間に事業の見直しや予算の洗い直しを行うことを意味します。サマーレビューの導入自体はすばらしいですが、竹口町長からは、想定としては決算数値が出た段階で決算額がどれぐらいどういう効果があったのか、一つ一つを確かめて行って、それをもって翌年度の予算、いわゆる来年度の予算に反映していくということです。削るべき予算、上げるべき予算、こちらがしっかりできていないので、今回の予算を反対したいと思います。以上です。

○議長（吉原 美智恵君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（8 番 加藤 紀之君） 議長、8 番。

○議長（吉原 美智恵君） 8 番 加藤議員。

○議員（8 番 加藤 紀之君） 私は賛成の立場で討論をいたします。

この春、町長選挙、町議会議員選挙がございました。町長選挙では竹口町長は、見事に皆様の期待を背負って勝利をされ、今回 6 月の初の改選後の定例会で、肉付け予算として、この補正予算を提案されています。

先ほどお 2 人の方が、問題点として挙げられた部分、例えば問題点と懸念点とは違うと私は思っております。問題点というのは、本当に問題がある、例えば法的に問題があるだとか、こういったことに使っちゃいけないよとかそういう予算だったり指摘しての問題点、そうではなくて皆さんが挙げられたのは、私はこんな心配を抱いているんだよっていう懸念点ではないですか。

竹口町長に寄せられた町民の期待というのは非常に大きなものがあると思っております。アウトドア官民連携事業であったり、それからドリームカーフェスタ、そういったものが、懸念されるという、個人的に心配だよっていう部分は分かるんです。分かるけれども、こういったアウトドアライフ関係のことなんかは特に観光事業者にとっては非常に大きな期待を背負っているというふうに感じております。

そういった意味で、懸念点と問題点を混同したような理由で反対をされるというのは、私的には納得ができないなというふうに感じております。

加えて、基金についての御心配についてちょっとお話をさせていただきたいなと思います。県内の他の自治体の 6 年度の当初予算計上額だったり、基金の話をさせていただきたいと思いますが、大山町と人口規模がよく似た例えば湯梨浜であったり、北栄であったり琴浦であったりの話をいたしますと、令和 6 年度に当初予算で基金を取崩しているのは大山町で 8 億 7,000 万円です。北栄町は 7 億円、琴浦町は 8 億円、湯梨浜町は約 7 億円。ほかにも八頭町なんか 8 億 6,000 万円を取崩してます。もうちょっと大きな自治体で、境港市や倉吉市なんかだと、境港市は 12 億円、倉吉市は 21 億円を取崩しています。これ何でこんなことになってるのか、議員の皆さんなら大体御承知だと思います。国は地方が余りに基金を抱えていることに対して、危機感じゃないですけ

ども懸念を抱いていまして、国としては地方にもうちょっと基金を取崩して優先的に使えよと、それから交付税措置を考えるんだというような方針をずっと以前ですね二、三年前なのにかちょっとはっきりしませんけども、そういった時点でそういった方針を国のほうでは、地方に通達をしているはずです。

また、6 年度の当初予算時点での基金の残高、大山町は 53 億余りですけれども、先ほど申し上げた北栄であれば 37 億円、琴浦であれば 30 億円、湯梨浜は 53 億円。もっと大きな境港市、倉吉市、境港市に至っては 28 億、倉吉市は 30 億しかございません。人口規模でさらに大きな鳥取市や米子市、米子市は 124 億円、鳥取市は 84 億円しか基金はございません。

そういった自治体と比しても、大山町の基金の使い方だったり、あまりに騒ぎ過ぎではないのかなと私は感じております。今後しっかりと行財政改革は継続していかなければならないと思いますけれども、今年度の今回の補正予算、特に今回の補正予算に限っての話なんですけども、補正予算の 2 億円の取崩しだったりをあまり大きく問題視するようなそういう風潮は、私はやめるべきかなと思います。以上です。

○議長（吉原 美智恵君） 次に原案に反対者の発言を許します。

○議員（9 番 池田 幸恵君） 議長、9 番。

○議長（吉原 美智恵君） 9 番 池田議員。

○議員（9 番 池田 幸恵君） 池田です。反対の立場で発言させていただきます。

もちろん私もアウトドアライフ事業、すごく不安を感じております。今、賛成の議員がおっしゃいましたけれども、多いけん、当選者が進めることが全て正解ではないと私感じております。ただ、何が私がそこに不安を感じるかというと、反対者の意見、前回、賛成のこの意見に、補正予算に反対の議員からもありましたけれども、以前取下げられた請願者の声、もしくはその反対した議員、そこをいかに納得して進めるか、そこがいい指導者だと思っております。

で、前回も 3 億円の問題が、私も 51 分から 54 分の 3 分でしたよって、3 分で 3 億円の説明っておかしくないですかと発言したにもかかわらず、今回も、非常に今回ちょっと時間を見てなかったんでもったいなかったなと思うんですけども、非常に短い時間でこの大切な議案の説明がありました。

やはり、意見が割れている案件というものは、いかに説明を丁寧にして、皆さんの納得を得て進めていくか、それが、皆さんがよく声にしていた大山丸じゃないでしょうか。今はその船が真っ二つに割れたような感じがしております。

まずそこが 1 点と、もう一つ私納得いかなかったのが、豚熱の感染確認区域内の野生イノシシジビエ利用支援事業費でした。このことです。今回、県の補助のみがトンネルで補正予算に上がってました。根拠となるものは、年間のイノシシ、60 キロのイノシシが、陽性だった場合の金額上があがってました。容器代で 4,000 円、焼却費が 2 万

4,000 円、輸送費が 2 万 5,000 円、5 万 3,000 円で、それが年間処理頭数の 200 頭の 2 割ありますよってということで、約 40 頭が陽性として見込まれた金額が上がっております。106 万円補助しますよってのがありました。でも、逆に言えばその残りの半分の 106 万円は、その施設解体処理場で負担しなさいよ、ということです。そういうことになってしまいます。

で、駆除解体処理施設は目的として、もうけるためではなくて、駆除目的、農作物を守りましょうという駆除目的で立てられております。指定管理料も 0 円でやって頑張っている施設が、町内の猟師が捕獲したイノシシの処分料まで負担して営業しなさいよってというのは、もう全然納得がいきません。また町長ね、質疑のときに要望があれを考えますということで答弁だったんですけども、指定管理者の団体も要望は出しております。ただ、町長のところに伺って話をしたと聞いております。ただ、それでもそのことがなかったことのように、予算書に県の補助のみが上がっております。

その点から町内の有害駆除が効率よくこれからも行うことができるように願うため、今回の議案には、アウトドアも含めて賛成いたしかねます。以上で反対討論とさせていただきます。

○議長（吉原 美智恵君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 原案に反対者の発言をします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認めこれで討論を終わります。

これから議案第 68 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 68 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 69 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 13、議案第 69 号 令和 7 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 69 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 69 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 70 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 14、議案第 70 号 令和 7 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 70 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 70 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 71 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 15、議案第 71 号 令和 7 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 71 号 を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 71 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 72 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 16、議案第 72 号 令和 7 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 72 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 72 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 73 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 17、議案第 73 号 令和 7 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 73 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 73 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 18 議案第 74 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 18、議案第 74 号 令和 7 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 74 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 74 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 75 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 19、議案第 75 号 令和 7 年度大山町下水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 75 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 75 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 20 議案第 76 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 20、議案第 76 号 令和 7 年度大山町水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 76 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 76 号は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。再開は 10 時 55 分です。

午前 10 時 42 分休憩

午前 10 時 55 分再開

日程第 21 議案第 77 号 ～ 日程第 23 諮問第 3 号

○議長（吉原 美智恵君） 再開します。

日程第 21、議案第 77 号 大山町公園条例の一部を改正する条例についてから、日程第 23、諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての計 3 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） それでは提案理由の説明をいたします。

議案第 77 号 大山町公園条例の一部を改正する条例については、大山町工業団地公園の土地の譲渡に向けて高田工業団地公園を廃止するため、所要の改正を行うものです。本条例の施行は、公布の日としております。

続きまして議案第 78 号 令和 7 年度大山町一般会計補正予算（第 3 号）について提案理由のご説明をいたします。

本案は、中山中学校ランチルームエアコンの故障に伴う緊急修繕に係る費用の新規計

上や、名和総合運動公園陸上競技場のブレーカー破損に伴う電気設備の緊急修繕に係る費用を新規計上するため、既定の歳入歳出予算の総額に 1,335 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 127 億 7,992 万 4,000 円とするものです。

続きまして、諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、ご説明いたします。

本案は、任期満了となります人権擁護委員について検討の結果、ふたたび提嶋真知子さんを推薦したく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものであります。

提嶋さんは、人権擁護委員として 1 期 3 年間の実績と経験があり、人格・見識ともに高く、社会の実情にも通じており、適任と考え推薦するものであります。

なお、発令期間は、令和 8 年 1 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日までの任期 3 年の予定であります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

(日程第 21) 議案第 77 号

○議長(吉原 美智恵君) ただいま 3 件の提案理由の説明が終わりましたので、このあと質疑、討論、採決を 1 件ずつ行います

これから議案第 77 号 大山町公園条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉原 美智恵君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉原 美智恵君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 77 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(吉原 美智恵君) 起立多数です。

したがって、議案第 77 号は、原案のとおり可決されました。

(日程第 22) 議案第 78 号

○議長(吉原 美智恵君) これから議案第 78 号 令和 7 年度大山町一般会計補正予算(第 3 号)の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員(2 番 小林 直哉君) 議長、2 番。

○議長(吉原 美智恵君) 2 番 小林議員。

○議員（2 番 小林 直哉君） それでは、50 款教育費、学校管理費、事務局費ということで、中山中学校ランチルームのエアコンの取り替え修繕、これ緊急ということで、これについて質疑いたします。

1 台は予備費で既に対応中で、これについては 6 月末までに設置予定、今回さらに追加でということです。この追加分は、設置の終了予定見込みというか、スケジュール的なところはある程度決まっておるのでしょうか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 質疑の答弁に関しましては、直接、それぞれ担当からお答えをさせていただきます。

○幼児・学校教育課長（井上 龍君） 議長、幼児・学校教育課長。

○議長（吉原 美智恵君） 井上幼児・学校教育課長。

○幼児・学校教育課長（井上 龍君） 失礼します。設置の見込みはということでございますが、現時点では見込みは立っておりません。なるべく早い期間にやりたいと考えておりまして、契約方法もいろいろありますが、入札、そのあと業者決定、そのあと施工となつて、施工業者が物品等を準備しますんで、できればもう 8 月末までにはしたいというふうには考えております。以上です。

○議員（2 番 小林 直哉君） 了解です。

○議長（吉原 美智恵君） ほかに、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 78 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 78 号は、原案のとおり可決されました。

（日程第 23）諮問第 3 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 23、諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから諮問第3号を採決します。お諮りします。

本諮問は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、諮問第3号は、同意することに決定しました。

日程第24 大山町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（吉原 美智恵君） 日程第24、大山町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行ないます。

お諮りします。この選挙は、地方自治法第182条第1項の規定により議会が行うもので、選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、大山町赤坂406番地 福永博昭さん、大山町高田117番地1 小川勉さん、大山町佐摩338番地 野坂友晴さん、大山町唐王672番地 高木佐奈江さん、以上4名を指名します。

お諮りします。ただ今、議長が指名しました方を、選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 異議なしと認めます。

したがって、ただ今指名しました、福永博昭さん、小川 勉さん、野坂友晴さん、高木佐奈江さん、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に選挙管理委員補充員には、大山町御来屋160番地13 大黒辰信さん、大山町國信920番地1 中嶋盛浩さん、大山町神原213番地3 岡田 栄 さん、大山町束積252番地2 佐山節雄さん、以上の4名を指名します。

お諮りします。ただ今、議長が指名しました方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 異議なしと認めます。

したがって、ただ今指名しました大黒辰信さん、中嶋盛浩さん、岡田 栄さん、佐山節雄さん、以上の方が選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りいたします。

補充の順序は、ただ今議長が指名した順序にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 異議なしと認めます。

よって補充の順序は、ただ今議長が指名した順序に決定しました。

ここで暫時休憩といたします。

午前 11 時 4 分休憩

午前 11 時 5 分再開

日程第 25 陳情第 2 号

○議長（吉原 美智恵君） 再開します。

日程第 25、陳情第 2 号 大山町の環境保全に関する陳情書を議題とします。

審査結果の報告を求めます。教育民生常任委員長、大森正治議員。

○教育民生常任委員長（大森 正治君） 教育民生常任委員会で審査しました陳情の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告します。

受理番号は第 2 号、付託年月日は令和 7 年 6 月 3 日、件名は大山町環境保全に関する陳情書です。

審査結果としては不採択といたしました。

委員会の意見でございます。陳情の趣旨は理解できます。しかし、施肥基準の作成については、既に県の基準があり、県はその遵守を求めています。そして堆肥センターの設置については、町は耕畜連携を進めるために既に設置しております。陳情骨子の願意が既に行われております。

採決の結果、全会一致で、不採択と決定しました。以上です。

○議長（吉原 美智恵君） 質疑はありませんか。

○議員（5 番 西本 憲人君） 議長、5 番。

○議長（吉原 美智恵君） 5 番 西本議員。

○議員（5 番 西本 憲人君） はい。環境保全について住民さんから出された陳情書と

いうことで、全会一致で不採択ということですよ。三つの要望内容があったと思います。これに対してですね、ちょっとこの委員会の意見というところだけの説明では不十分かなと思うので、口頭で説明していただければと思います。

一つ目は、畜産排せつ物の処理実態を、定量的いわゆる数値で現状把握してくださいということなんですけど、これが満たされなかった、要望として認められなかった要因は何でしょうか、

2 つ目は、採水、これ出された方たちがそれなりに何か調査をかけたらしいです。そういった調査をかけて、合計 9 ページの資料があわせて提出があります。これ環境物質の流入経路を特定して防止してくださいっていうことをお話ししてるんですけど、これのことに關しては特に何も委員会の意見として書いてないので、なぜこの流入防止が必要ないのかっていうことを教えてください。

最後三つ目、持続可能な社会を目指すために、さっきの堆肥センターという話がありました。これは堆肥センターの設置については、町は耕畜連携を進めるために既に設置されてますよってということなので、既に願意達成されているため必要ないって見方は、確かにそうだなと思いますけど、この出された陳情の中には、経費面でも実現の可能性を、いわゆるその収支が見合うような堆肥センターが大山町内で行われている堆肥センターなのかというところまで調査されたかどうかを教えてください。

最後に、陳情の趣旨は理解できるってことだったんですけど、こういった町民から出る陳情書に参考人として呼ばれたんでしょうか。それとも参考人として呼ばれないで判断されたんでしょうか、教えてください。

○教育民生常任委員長（大森 正治君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） 大森議員。

○教育民生常任委員長（大森 正治君） まず、最後の質問に対してについてですけども、参考人としては呼んでおりません。資料もありましたし、必要ないだろうという判断でやりました。

それから 3 点にわたっての質問がありましたけども、細かい数値について調べるというようなことに対してはどうだったとか、それから流入経路のことについてとか、それから堆肥センターのこれは何ですかね、もうけになっているかどうか、収益が上がっているかどうかっていうことでしたっけね。ちょっと違ってたらすいません。

いずれに關しましても、細かい数値までは調査しておりませんが、担当課である住民課並びに關係している農林水産課の課長に来ていただきまして、その状況を聞いた結果、問題はないと。なお 2 点目の流入経路については、河川が違うということでしたので、問題はないというふうに把握をしました。

その結果として、今のような審査結果をいたしました。以上です。

○議員（5 番 西本 憲人君） 議長、5 番。

○議長（吉原 美智恵君） 5番 西本議員。

○議員（5番 西本 憲人君） できれば住民さんから出たものだったので、なぜ参考人を呼ばなく、必要ないだろうという判断も、なぜ必要ないだろうというふうな判断をしたかは、もう少し細かく聞かせてほしいなと思いました。それだったら必要ないんだなっていうのはこの資料を読むだけでは、ちょっと分かりきらないところがあるから、呼んだほうが良かったんじゃないかなと私は思いました。

で、細かい数値は調査してないけど、担当である住民課、農林水産課の課長に来てもらい問題はないということで判断しましたということなんですけど。確かに現地視察も行かれたというふうに聞きました。なので、しっかり処理されてるといような現場を見てこられたと思うんですけど、ここで出されてる願意としては、定量的な調査を求められてます。意図としては、結局、いつもそこに野積みされているわけじゃなくて、すき込んでる場合もありますし、野積みされてるときもありますし、ほか議員の言い分としてもこの出された方たちの言い分としても、毎回同じ場所に平積みしてあるとも限らないわけじゃないですか。

なので、それは誰かがたまたま見に行つてとか、課長がたまたま見に行つてそのとき平積みしてなかったですとかで判断しないために、定量的な調査が必要なんじゃないですかっていうことを書かれてるふうに私は感じ取れてます。なので、この定量的な調査をした上で必要ないということだったら分かるんですけど、それも含めて必要ないっていうふうに判断するのは時期尚早かなというふうに思っています。

これに対していかがでしょうか。何か納得しできる御意見があったら教えてください。

○教育民生常任委員長（大森 正治君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） 大森議員。

○教育民生常任委員長（大森 正治君） 陳情者を呼んだほうがよかったじゃないかっていうのは、一応それは聞き置くということで、私たちとしては詳しい資料もあったし、それから担当課のほうから聞き取ったり、現地を調べる範囲でいいんじゃないかという判断をしたわけです。

それから定量的な数値についてですけども、かなり専門的になってくるということで、今西本議員が求められたのは、時間をかけてでも調査していろいろやるべきではなかったかなという意見かもしれませんが、そうすると継続調査というのが妥当だったかもしれませんが、全体としては、調査した結果、願意が満たされているという相対的な判断で、こういう結果を出しました。以上です。

○議長（吉原 美智恵君） 質疑ありませんか。

○議員（9番 池田 幸恵君） 議長、9番。

○議長（吉原 美智恵君） 9番 池田議員。

○議員（9番 池田 幸恵君） ちょっと聞かせてください。

三つの大きな要望があつて、上がってるうちのちょっと二つに関して聞きたいです。

この要望書の方は 2003 年 6 月ぐらいから調査をされているということが資料に載ってますけれども、先ほど西本議員も質問されていましたが、現状を見てだけの判断なのか、その当時から野積みがあつて、だからこそ声が上がってたんだと思います。で、今を見て今が対応されていたから良かったって判断されたのか、きちんとその前も遡って、現状はどうだったのかっていうのを確認されたのかってことが 1 点です。

それと、堆肥の堆肥センターですね、町内にはありますが、これって希望される畜産業者が、みんな搬入ができる状況だからもうあるというふうに判断されたんでしょうか。その確認は、どうだったでしょうか。一部の業者だけが利用してるっていう状況ではない、この声が上がっている、陳情の中に上がっている業者も皆さんそこを利用ができる状況だってことは確認されたということでしょうか。お願いします。

○教育民生常任委員長（大森 正治君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） 12 番 大森議員。

○教育民生常任委員長（大森 正治君） 当委員会としては、遡ってまでは調査しなくて、現状について調査しました。

それから堆肥センターについては、そこまでの把握はしてなくて、1 社、特定の業者だけしか搬入できないのかどうかっていうことまでは、認識しておりません。

○議長（吉原 美智恵君） 他に、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（9 番 池田 幸恵君） 議長、9 番。

○議長（吉原 美智恵君） 賛成ですか。この陳情に対する委員長報告は不採択ですので、この陳情に対して賛成者の発言を許します。

○議員（9 番 池田 幸恵君） 賛成です。陳情に対して賛成の立場で討論させていただきます。

陳情の調査報告の冒頭にも書いてあります趣旨は理解できるとあれば、やはり酌み取るべきじゃないでしょうか。

今回の陳情は将来の大山町のためにも豊かな自然を財産として残していただきたいというのが根底にあるように感じました。要望としては、畜産排せつ物について大山町の基準をつくらないかっていうことと、採水して調査した水が汚染されていたので調査をし調べてもらえないか。と、あと埋設ではなく堆肥センターをつくって農業に追肥として、堆肥として活かせるようにしないかという要望だったと、私はちょっと読み取りました。

で、現に町内では、数回畜産排せつ物の環境汚染が起こっています。同じことが繰り返されないためにも、未来の大山町、今の子供たちの将来のためにも、環境整備は必要

じゃないでしょうか。

また、住民が水質検査を第三者に依頼し、不安を感じる数値が実際に検出されているのであれば、議会として調査を求める、再調査ですね、を求めていくのが、やはり住民代表としての役目ではないのでしょうか。住民代表の議会が町民のこのような声を拒否してしまうと、住民は誰に頼っていけばいいのでしょうか。

どうか住民代表として選ばれた皆さんが、この陳情に対してよい判断をしてくれることを信じて賛成討論にさせていただきます。

○議長（吉原 美智恵君） 次に、この陳情に対して反対者の発言を許します。

○議員（8 番 加藤 紀之君） 議長、8 番。

○議長（吉原 美智恵君） 8 番 加藤議員。

○議員（8 番 加藤 紀之君） 陳情に反対の立場で討論をさせていただきます。

我々は、現地調査と同時に、担当課をお呼びして、さらには農林水産課、委員会の担当外ですけれどもお呼びをしてお話を聞かせていただきました。

過去のことを遡って調査はいたしておりませんが、現状対応していること等はしっかりと確認をいたしたつもりでございます。それから、趣旨は理解できるというのは、気持ちには分かるけれども、それって現実的なのかなとかそういった部分も大事なところかなと思います。

最終調査の結果、不安を感じる数値が出ていたということに関してですけれども、河川の調査をするに当たって、水道水の検査基準だったりを当てはめて提出をされておりましたので、河川の汚染について基準数値がある河川とそうでない河川がございます。そういった河川ではありませんでしたので、不安を感じておられる数値ということに関してですけれども、その感じ方がちょっと普通の人と違うのかなというふうに私個人は感じましたし、皆さん、担当の説明を聞いてそのように判断をされた結果だと思っております。

さらに、委員長が申し上げましたとおり、そもそもの河川の水系が違っていると。指摘をされてる地点から表層水が流れたとしても、その水系にはいかないんですよ。確かに地図等見ても行かないよねっていうふうに判断をした結果としての、水質の部分だったかなというふうに感じております。

以上の理由から、陳情 2 号に関しては、しっかりと対策もなされておりますし、現時点で可能な範囲の堆肥センターの話もそうですけれども、大山町で可能な範囲の対応はなされているというふうに感じましたので、反対いたしたいと思います。

○議長（吉原 美智恵君） 次に、この陳情に対して賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 次に、この陳情に対して反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第 2 号を採決します。お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は 不採択ですので、原案に対して採決します。

この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立少数です。

したがって、陳情第 2 号は、不採択とすることに決定しました。

日程第 26 陳情第 3 号 と 日程第 27 陳情第 4 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 26、陳情第 3 号 地方財政の充実・強化を求める陳情と日程第 27、陳情第 4 号 裏金問題の徹底解明とパーティー券購入を含む企業・団体献金の禁止を求める陳情を議題とします。

審査結果の報告を求めます。総務経済常任委員長、西本憲人議員。

○総務経済常任委員長（西本 憲人君） それでは総務経済常任委員会で調査した結果をお伝えいたします。

まず陳情第 3 号 地方財政充実強化を求める陳情です。こちらは審査結果は採択です。

委員会の意見としましては、採択の意見として、町や町民財政の安定を要望している地方交付税を増やす取組に賛同という意見がありました。不採択の意見としましては、国税から地方税の税源移譲に関して、地域間格差が広がる可能性があるため、賛同しかねるという意見でした。

採決の結果、採択 6 人、不採択 1 人にて採択と決しました。

続いて第 4 号 裏金問題の徹底解明とパーティー券購入を含む企業団体献金の禁止を求める陳情。こちらは、審査結果は不採択でした。

不採択の意見として、裏金による政治不信は問題であるが、献金の全面禁止は最終手段であり、現時点では賛同しかねる。裏金に関与した政党及び政治家が自重すべきことであり、議会採択の案件ではないという意見がありました。

採決の結果、全会一致で不採択と決しました。報告、以上です。

（日程第 26） 陳情第 3 号

○議長（吉原 美智恵君） これから、陳情第 3 号 地方財政の充実・強化を求める陳情について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第3号を採決します。

お諮りします。この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、陳情第3号は、採択とすることに決定しました。

（日程第27） 陳情第4号

○議長（吉原 美智恵君） これから陳情第4号 裏金問題の徹底解明とパーティー券購入を含む企業・団体献金の禁止を求める陳情について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（12番 大森 正治君） 議長、12番。

○議長（吉原 美智恵君） 12番 大森議員。

○議員（12番 大森 正治君） 2点質問したいと思います。

委員会の意見の中に、献金の全面禁止は最終手段であり、現時点では賛同しかねるというふうにあります。これはどういう時点になったら、じゃあ賛同できるということなのかなあとおっしゃったので、お答えいただきたいと思います。

それから二つ目の質疑といたしまして、陳情事項の1についてのほうですね、ここへの言及がありませんでしたですけども、この1のほうの裏金問題の徹底解明についてはどのような意見があったのか、お聞きします。

○総務経済常任委員長（西本 憲人君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） 5番 西本議員。

○総務経済常任委員長（西本 憲人君） まず現金の全面禁止は最終手段ということで御質問いただきました。

献金自体は、法的なルールを守れば行っても問題ないという側面があるということですので、このどの時点ではという話までは委員会内では出ていません。

なので現時点ではただ、全面的な禁止というところまでではないという委員の皆様の御意見でした。

二つ目の裏金問題の徹底解明についてです。こちらは言及ないということでしたけどここに書いてあるとおり、委員会意見としては議会採択の案件ではないという意見でした。各政党及び政治家が自重すべきことであって、決して誰もが裏金がいいとは思っておりません。ただ、議会採択の案件ではないという、そういった意見でした。

以上です。

○議長（吉原 美智恵君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（12 番 大森 正治君） 議長、12 番。

○議長（吉原 美智恵君） 12 番 大森議員。ごめんなさい、この陳情に対する委員長報告は不採択ですので、この陳情に対して賛成者の発言を許します。

○議員（12 番 大森 正治君） はい。

○議長（吉原 美智恵君） 大森議員。

○議員（12 番 大森 正治君） 裏金問題の徹底解明とパーティー券購入を含む、企業・団体献金の禁止を求める陳情に賛成の討論をいたします。

自民党の政治と金の問題、これは戦後ですね、民主主義の日本になってからでも何度も繰り返され、そのたびに政治資金規正法は改正されてきた経過があります。

しかし、金権腐敗政治は、やむところを知らず今度は、このたびは裏金問題として、またぞろ発覚し、大きな政治問題に発展しております。

国民が物価高で苦しんでいる中での自民党議員による裏金づくりは、国民の大きな不信感を招き、その結果として、去年秋の総選挙では、与党が過半数割れを起こすということになりました。金権腐敗政治による国民の政治に対する不信感は、政治離れや投票率低下の原因にもなっていると思いますし、地方議員の我々も決して看過できることではありません。

ですから、意見の中にあるように、議会採択の案件ではないと傍観者のように片づける問題ではないというふうに私は思います。

ところで、政治資金規正法は、政治と金の問題が発覚するたびに、企業・団体献金の規制が強化されてきましたけども、政党や一部の政党支部などへの寄附は確かに認めております。

そこで規制の厳しい企業・団体献金にかわって、政治資金パーティー券 1 回の購入が 20 万円以下の場合、購入者の名前や金額を収支報告書に記載しなくてもよい政治資金パーティーが利用されるようになったわけですね。しかし、これが企業献金の抜け道になり、裏金問題が発覚したと思います。そこで、去年の 6 月に成立した改正法、これはパーティー券購入の上限を 5 万円に引下げました。

しかしながら、私は思います。金額を引下げても、政治資金パーティーが持っている企業献金の抜け道という本質は変わらず、将来、またぞろ政治と金の問題が発生するのではないかと懸念をするものです。

やはり、本当の政治改革を実現し、政治に対する国民の信頼を取り戻すには、企業・

団体献金の全面禁止しかありません。

よって、それを求める意見書、我々この地方議会からも上げるために、本陳情は採択すべきと考えます。以上です。

○議長（吉原 美智恵君） 次に、この陳情に対して反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第 4 号を採決します。お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は不採択ですので、原案に対して採決します。

この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立少数です。

したがって、陳情第 4 号は、不採択とすることに決定しました。

日程第 28 発議案 4 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 28、発議案第 4 号 地方財政の充実強化を求める意見書の提出についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

提出者 総務経済常任委員会委員長 西本憲人議員。

○総務経済常任委員会委員長（西本 憲人君） 発議案第 4 号 地方財政充実強化を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出いたします。

提案理由の説明をいたします。。

提案理由、6 月 3 日総務経済常任委員会に付託された陳情第 3 号 地方財政の充実・強化を求める陳情を審査した結果、採択すべきものと決したので、ここに意見書の提出を発議するものであります。

それでは、意見書を読み上げます。

地方財政の充実・強化を求める意見書。

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。加えて、多発化する大規模災害への対応や新興感染症への備えも求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2026 年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準確保より積極的に踏みだし、社会全体として求められている賃上げ基調にも相応する人件費の確保を含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求めます。

記

1. 社会保障の充実、地域活性化、自治体 DX、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。
2. とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
4. 政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないように、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。
5. 「地方創生推進費」として確保されている 1 兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。
6. 会計年度任用職員においては 2024 年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。
7. 自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行に係る経費はもとより移行の影響を受けるシステムの改修経費や大幅な増額が見込まれるシステム運用経費まで含め、必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加やマイナンバーカードと健康保険証・運転免許証の一体化など、自治体 DX にともなうシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。

8. 地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。

9. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

10. 自治体の行う事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和7年6月20日。鳥取県大山町議会 議長 吉原美智恵。

提出先は、衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・財務大臣・総務大臣・厚生労働大臣・国土交通大臣・デジタル大臣・内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画、共生・共助）です。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（吉原 美智恵君） これから発議案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第4号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、発議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第29 議員派遣について

○議長（吉原 美智恵君） 日程第29、議員派遣についてを議題にします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配布しておりますとおり、議員を派遣することにしたいと思います。

お諮りします。議員派遣をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。

日程第 30 ～ 日程第 33 閉会中の継続調査について

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 30、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査についてから、日程第 33 議会運営委員会の閉会中の継続調査まで、計 4 件を一括議題にします。

総務経済常任委員会、教育民生常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、委員会の所管事務について第 75 条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会宣告

○議長（吉原 美智恵君） これで本定例会に付議された案件は、すべて終了しました。会議を閉じます。令和 7 年第 5 回大山町議会定例会を閉会します。

○議会事務局長（野間 光君） 互礼を行いますのでご起立下さい。一同礼。お疲れ様でした。

午前 11 時 44 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 吉原 美智恵

署名議員 西本 憲人

署名議員 豊 哲也